

九州大学総合研究博物館兼任の教員に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）の兼任の教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼任の教員)

第2条 博物館に兼任の教員を置くことができる。

2 兼任の教員は、九州大学の教員のうちから博物館運営委員会の議を経て館長が推薦し、総長が任命する。

3 兼任の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

附 則

1 この内規は、平成27年9月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この内規の施行の際現に九州大学総合研究博物館規則（平成16年4月1日施行。以下「旧規則」という。）の規定に基づき、兼任の教員に任命されている者は、この内規の相当規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は旧規則による兼任の教員として在任した期間を控除した期間とする。